

答 申

第1 審査会の結論

移植医療に係る業務に従事する者からの当該移植に係る児童又はその兄弟姉妹に対する児童虐待の通告又は相談の有無についての照会に児童相談所が回答することは、児童虐待の疑いがある児童からの臓器提供を防ぐためのものであり、公益上の必要性があると認められることから、利用及び提供の制限の例外として、個人情報を利用又は提供することに相当な理由があると認められる。

なお、これらの情報は特に慎重に取り扱う必要があることから、提供先においても個人情報が適切に管理されるよう十分な配慮を求められたい。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諮問に至る経緯

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の改正に伴い、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）が改正されたが、その中で虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこととされており、児童からの臓器提供を行う施設においては、当該施設の患者である児童について、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する必要がある旨規定されている。そのため、今後、移植医療に係る業務に従事する者（以下「移植業務従事者」という。）から、児童相談所に対し、当該児童又はその兄弟姉妹に対する児童虐待の通告又は相談の有無について照会（以下「虐待通告等照会」という。）が想定されることから、宮城県知事は平成26年9月30日付けで個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第8条第8号の規定により、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問を行った。

2 諮問内容

以下の内容で個人情報をも本人以外に提供することの妥当性について、当審査会の意見を求められたものである。

- (1) 移植業務従事者に対し、虐待通告等照会に対して回答する情報の範囲は、対象児童又はその兄弟姉妹に係る当該虐待通告等照会のあった日から起算して過去5年以内の通告又は相談の有無とする。ただし、対象児童又はその兄弟姉妹の氏名、性別、生年月日及び住所が特定されて虐待通告等照会があった場合に限る。
- (2) 上記の個人情報の提供は、条例第8条第1号に規定する本人の同意を得ることが困難であり、また、同条第2号から第7号までの規定に該当しないが、移植医療という業務の性質上、本人が客観的に同意していることを明らかにする時間的な余裕がないことが想定されるため、同条第8号の規定により、審査会の意見を求めるものである。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成 27 年 11 月 26 日現在)

氏 名	区 分	備 考
飯 島 淳 子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好 志	法律家	
中 原 茂 樹	学識経験者	
細 川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	
松 尾 大	法律家	会長

(五十音順)